

# 平成30年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成31年1月7日

1月7日(月)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第5 議案第5号 買受適格証明願いについて  
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鶉 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 は っ 子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男
19番	大 堀 潔		

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 藤 崎 弘 之      管理班長 高 岡 晃

農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文  
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 3時20分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成31年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 松枝和夫委員、13番 篠塚正悟委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から13番で、ページは1ページから10ページです。

整理番号1番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、賃借権を設定するものです。

整理番号2番は、親子間による使用賃借権の設定です。

整理番号3番、5番、7番、10番および12番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番、8番および13番は、親子間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号6番、9番および11番は、親子間による使用賃借権の再設定です。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 議案第1号について、事前審査会をした結果を説明いたします。

去る、12月25日、月曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号について、整理番号1番を除く案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

また、整理番号1番は、先ほど譲受人から営農計画等の説明を受けたところでございますが、営農計画の確実の実行を耕作確約書の添付をもって確約していることから、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与

の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号5番について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が、飼料用作物を必要とする酪農経営の安定化を図るため農地を取得するものであり、譲渡人と協議が整ったため、売買を行おうとするものです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号5番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く12件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かって〇〇の〇〇を右に曲がって〇〇メートル位行った〇〇〇〇〇〇というのがあるんですが、そのちょうど反対側でございます。

この申請は、先ほども説明がありましたと思いますが、譲受人が農地所有適格化法人として農業経営の基盤強化を図るため、譲渡人の農地へ賃借権の設定を行うものであります。

法人は、約8,050平方メートルの農地を福岡県久留米市等で賃借し、ハウス野菜栽培を行っております。

申請地では、バジル栽培を計画しております。

なお、法人は平成27年2月23日に法人設立、平成27年5月13日、農業経営改善計画書の認定を久留米市長から受け、平成27年7月10日に久留米市農業委員会より賃借による農地法3条の許可を得ております。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用賃借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番の2件について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員とは電話にて連絡しております。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近い農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、11番 菅谷委員。

1 1番菅谷委員 整理番号6番について、高梨推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番の2件について、13番 篠塚委員。

1 3番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近い農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号8番について、ご説明いたします。

なお、椎名推進委員には電話で連絡をしてあります。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番について、16番 高木委員。

1 6番高木委員 整理番号9番について、菅谷推進委員と電話にて調査等を行いました。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給しているため、これまで使用貸借を受けてきた譲渡人の子が死亡したため、孫に使用貸借権を設定するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。



整理番号 10 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住で、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に隣接する農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番、12 番、13 番の 3 件について、19 番 大堀委員。

19 番大堀委員 整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため子に使用貸借権の再設定を行うものがあります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 13 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号の 1 件を除く 12 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成31年1月7提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から8番で、ページは11ページから13ページです。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地から概ね300メートル以内に鉄道駅があることから、第3種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため第3種農地です。

整理番号4番、転用目的は店舗兼住宅用地及び専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号6番、転用目的は一時転用による駐車場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Dの一時的な利用に供する

ために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものに該当します。

整理番号7番、転用目的は一時転用による営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、不許可例外事由Cの一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないものに該当します。

整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 議案第2号の事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号5番および7番の案件については現地調査を行い、その他の案件については、書類および写真により審査を行いました。

最初に、書類および写真で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇の西側の市道の反対側に位置しています。

譲受人は、現在実家で暮らしておりますが、家が手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は浸透枳により処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽での処理後、U字溝へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇線を〇〇方面へ向かって〇〇〇〇を左側に見て、そこを過ぎた一本目の小道を左折し坂道を上りきった右側、〇〇〇〇〇の向かい側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある砂利の販売事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地し防草シートを施工します。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地については、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員さんと現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇下の〇〇の所を〇〇〇〇方面は〇〇メートル位行き、左側に〇メートル位の右側にあります。

譲受人は、市内に本店のある不動産売買事業などを営む法人ですが、住環境が整っており、宅地としての需要が見込める申請地を分譲地とする計画をしたものです。

申請地では、周囲と高さを合わせるため、80センチほど盛り土をします。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は浸透枳により処理し、汚水・雑排水は公

共下水道へ放流します。

また、隣接農地には、L型擁壁を設置し、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、山田推進委員には電話にて場所を説明してあります。

場所ですが、〇〇〇から〇方面へ向かい〇〇〇〇〇の本所の手前〇〇メートル位ですけれども、そこでちょっと一風変わった〇〇〇〇〇があります。その奥が現地になります。

譲受人は、隣接地に別荘がありますが、そこで同居している孫家族のために専用住宅を建築し、また娘の住宅および美容室を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、14番 高木委員。

14番高木委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇を越えまして〇〇〇方面に向かい〇〇〇から〇〇方面に中央に走っている道路があります。そのちょうど中間に〇〇という地区があります。その所の右側になります。

譲受人は市内に本店がある〇〇〇〇の製造事業などを営む法人ですが、隣接地にある工場に勤務する社員用の駐車場として、申請地を一時利用する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず砂利敷きとします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理し、汚水・雑排水の発生は

ありません。

また、隣接農地はありません。

なお、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番の2件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号7番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇の〇〇〇より〇〇〇〇・〇〇〇を〇〇方面へ〇〇メートルほど進み、そこから左折して〇〇メートルほど直進した所になります。

譲受人は、兼業農家ですが営農を継続し一時的に支柱を建てた地上で太陽光発電施設の設置をすることで、安定収入を確保する計画をしたものです。

また、隣接農地所有者からの同意を受けており、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号8番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇正面左側の道を〇〇メートルほど直進した所になります。

譲受人は、市内に本店のある不動産売買事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では埋立等は行わず、現状のまま利用します。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありません。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 それでは、5番を除きまして、これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

高木委員。

16番高木委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、7番の説明の中に営農型太陽光とありました。これは、支柱をつけたものということなんですけれども、一般の太陽光も支柱はついていてるのですが、どう違うんですか。

事務局農地班長 下部の農地で営農を行うものになりますので、支柱の部分の高さとしては2メートル50から、3メートルくらいの高さがございます。

本案件については、農用地区域内の農振農用地ということで、太陽光に関しては原則不許可で、こちらで太陽光やる場合には必ずその下で営農を行って、なおかつ上で太陽光という形でないと許可とならないものになっております。

16番高木委員 要するにパネルの下で立って作業できるくらい高いのですか。

事務局農地班長 通常は農業用機械が入れる位の高さが必要です。

議長 下がサツマイモを耕作してトラクターが回れるような支柱で十分作業できるというような設備です。

これ、佐原で一ヶ所私も見に行ったところがあるんですけど、下側を何か耕作できるような状況で中二階みたいな所へ太陽光設置というようなものですよね。だから、香取としてはまだ一ヶ所位かな、こういうのをつくっているの。〇〇の方では大分設置されておりますけれども、要は支柱はあるものの農作物をつくるのに差し支えない太陽光というようなイメージです。

あと、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号の1件を除く7件に関しては、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1件を除く7件は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

次に、議案第2号の農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案について、当該事案を分離して審議いたします。

議案第2号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号5番について、10番 林委員。

10番林委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

高梨推進委員とは電話連絡の上、各々現地調査をしております。

場所の説明ですが、○○○○○○を○○○○を西に向かいまして○○メートルほど行きますと○○○○がございませぬ。その○○の道を挟んで前に当たります。

譲受人は、現在実家で暮らしておりますが、家が手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

用水は市営上水道を利用、排水については雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、申請地は周囲と高低差がないため、土砂流出の影響は軽微と考えられます。

なお、土地改良区区域外であり資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

分離して審議した議案第2号 整理番号5番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、分離して審議した議案第2号 整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。



(○番 ○○○○委員 入場・着席)

---

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。  
平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第10次農用地利用集積計画は、整理番号1番から163番で、ページは14ページから87ページです。

所有権移転が7件、田が20,757㎡、畑が21,522㎡です。

使用貸借権設定の新規1件、すべて田で2,042㎡。

再設定3件、田が1,209㎡、畑が5,631㎡です。

賃借権設定の新規65件、田が251,899㎡、畑が7,383㎡です。

再設定56件、田が255,271.18㎡、畑が33,219.52㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

使用貸借権設定の新規2件、すべて田で6,183㎡。

賃借権設定の新規29件、すべて田で75,138㎡です。

以上163件の第10次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号58番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ 委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号58番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号58番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く162件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く162件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の1件を除く162件は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から13番で、ページは88ページから97ページです。

使用貸借権設定の新規1件、すべて田で6,183㎡。

賃借権設定の新規12件、すべて田で75,138㎡。

以上、13件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第4号 整理番号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号2番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く12件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く12件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の1件を除く12件は、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会 会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番で、ページは98ページから99ページです。

同一案件であり、千葉地方裁判所が執行する競売です。

競売の方法は、平成31年2月6日から2月13日までの期間入札で、開札期日は平成31年2月20日です。

なお、申請者が競売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るためです。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 議案第5号の事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

買受適格証明願の案件は、2件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

議案第5号については、耕作目的で農地を取得するため競売に参加することについて審査

した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号1番および2番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号1および2番については、土地所有者は異なりますが、申請者が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請者は、同じ磯山地先に農地を所有しており、通作利便な農地であるため、入札後も最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は22件です。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成31年1月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件であります。

以上です。

---

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時24分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人